明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行期日を定める政令（三一一）　二
○地域の自主性及び自立性を高めるための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（三一二）　三
○脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律の施行期日を定める政令（三一三）　三
○脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律施行令（三一四）　四
○脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（三一五）　四
○脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律関係手数料令（三一六）　五
○雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（三一七）　八

〔内閣官房令〕

○標準的な官職を定める政令に規定する内閣官房令で定める標準的な官職等を定める内閣官房令の一部を改正する内閣官房令（内閣官房八）　九

〔告　示〕

○政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示（財務二五八～二六一、二六三、二六四）　一〇
○国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示（同二六二）　三
○学校教育法第百十条第二項の規定に基づく認証評価機関の認証に関する件（文部科学一三九）　一四
○学校教育法第百十条第五項の規定に基づく認証評価機関からの変更の届出に関する件（同一四〇）　一五
○特別史跡に指定する件（同一四一）　一六
○史跡に指定する件（同一四二）　一六
○特別史跡に地域を追加して指定する件（同一四三）　一六
○史跡に地域を追加して指定し、名称を改める件（同一四四）　一六
○史跡に地域を追加して指定及び解除する件（同一四五）　一七
○史跡に地域を追加して指定する件（同一四六）　一七
○名勝に指定する件（同一四七）　一七
○名勝に地域を追加して指定する件（同一四八）　一七
○天然記念物に地域を追加して指定し、一部を解除する件（同一四九）　一七
○記念物を登録記念物に登録する件（同一五〇）　一七
○文化的景観を重要文化的景観として選定する件（同一五一）　一七

〔官庁報告〕

国家試験
あん摩マッサージ指圧師国家試験の施行（厚生労働省）　二九
はり師国家試験の施行（同）　三〇
きゅう師国家試験の施行（同）　三〇

本号で公布された法令のあらまし

◇**地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行期日を定める政令**（政令第三一一号）（国土交通省）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和六年法律第五三号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行期日は、令和六年一一月一日とすることとした。

◇**地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令**（政令第三一二号）（国土交通省）

1　構造計算適合判定資格者検定の受検資格

建築基準法（以下「法」という。）第五条の四第三項の政令で定める業務に、法第一八条第四項に規定する審査の業務を加えることとした。（第八条の四第二号関係）

2　法第九七条の二第一項又は第二項の規定により建築主事等を置く市町村の長が行う事務

法第九七条の二第一項又は第二項の規定により建築主事等を置く市町村の長が行う都道府県知事たる特定行政庁の権限に属する事務に、法第一八条第一九項に規定する都道府県知事たる特定行政庁の権限に属する事務等のうち、法第六条第一項第四号に掲げる建築物等に係る事務を加えることとした。（第一四八条第三項第一号関係）

3　この政令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和六年一一月一日）から施行することとした。

◇**脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律の施行期日を定める政令**（政令第三一三号）（経済産業省）

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律（令和六年法律第三七号）の施行期日は、令和六年一〇月二三日とすることとした。

◇**脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律施行令**（政令第三一四号）（経済産業省）

1　特定水素等供給事業者の要件

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律（令和六年法律第三七号。以下「法」という。）第三四条第一項の政令で定める要件は、当該年度の前年度において供給を行った水素の量が一、〇〇〇トン以上であることその他当該年度の前年度において供給を行った法第二条第一項の経済産業省令で定める水素の化合物の量が当該化合物ごとに経済産業省令で定める量以上であることとした。（第一項関係）

2　都道府県知事が処理することが適当な事務

法第四〇条の政令で定める事務は、高圧ガス（高圧ガス保安法（昭和二六年法律第二〇四号）第二条に規定する高圧ガスをいう。以下同じ。）を取り扱う事業所の集積の程度、高圧ガスの処理量その他の高圧ガスの取扱いの状況を考慮して経済産業大臣が定める区域に所在する事業所に係る事務とすることとした。（第二項関係）

3　主務省令

法第三章における主務省令は、経済産業省令・国土交通省令とすることとした。（第三項関係）

4　附則

この政令は、法の施行の日（令和六年一〇月二三日）から施行することとした。

◇**脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令**（政令第三一五号）（経済産業省）

1　関係政令の整備

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律（令和六年法律第三七号。以下「法」という。）の施行に伴い、関係政令について所要の規定の整備を行うこととした。（第一条～第六条関係）

2　施行期日

この政令は、法の施行の日（令和六年一〇月二三日）から施行することとした。

◇**脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律関係手数料令**（政令第三一六号）（経済産業省）

1　脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律（令和六年法律第三七号。以下「法」という。）第三九条の規定により同条各号に掲げる者が納付しなければならない手数料の額を定めることとした。（本則関係）

2　この政令は、法の施行の日（令和六年一〇月二三日）から施行することとした。

◇**雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令**（政令第三一七号）（厚生労働省）

一　雇用保険法施行令の一部改正関係（第一条関係）

雇用保険法施行令第一五条第一項（同条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第一六条の規定の適用に関する技術的読替えについて所要の改正を行うこととした。

二　行政手続法施行令の一部改正関係（第三条関係）

1　意見公募手続を実施することを要しない命令等に、労働保険の保険料の徴収等に関する法律第一二条第八項の育児休業給付費充当徴収保険率に係る命令等を追加することとした。

2　意見公募手続を実施することを要しない命令等に、雇用保険法第六〇条の三の教育訓練休暇給付金に係る命令等を追加することとした。

三　経過措置（第五条及び第六条関係）

雇用保険法の規定による出生後休業支援給付金及び育児時短就業給付金の額について、所要の経過措置を定めることとした。

四　施行期日

この政令は、令和七年四月一日から施行することとした。ただし、次に掲げる事項は、それぞれ次に定める日から施行することとした。

1　二の2　令和七年一〇月一日

2　三　令和一〇年一〇月一日

政　令

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行期日を定める政令を、ここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年十月十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正

政令第三百十一号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和六年法律第五十三号）附則第一条第三号の規定に基づき、この政令を制定する。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行期日は、令和六年十一月一日とする。

国土交通大臣　斉藤　鉄夫
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令を、ここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年十月十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正

政令第三百十二号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和六年法律第五十三号）の一部の施行に伴い、並びに建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第五条の四第三項及び第九十七条の二第五項、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第三十七条の五第七項並びに建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第百二十三号）第五条第三項第一号の規定に基づき、この政令を制定する。

（建築基準法施行令の一部改正）

第一条　建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）の一部を次のように改正する。

第八条の四第二号中「第十八条第三項」の下に「若しくは第四項」を加える。

第九条の三中「第十八条第四項ただし書」を「第十八条第五項ただし書」に改める。

第百四十八条第三項第一号中「第十八条第二十五項」を「第十八条第十九項（法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）、法第十八条第四十一項」に改める。

（地方自治法施行令の一部改正）

第二条　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

第二百十条の十七中「第二十五項」を「第四十一項」に改める。

（租税特別措置法施行令の一部改正）

第三条　租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）の一部を次のように改正する。

第二十五条の四第二十項中「第十八条第三項」の下に「又は第四項」を加える。

（建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令の一部改正）

第四条　建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成七年政令第四百二十九号）の一部を次のように改正する。

第三条ただし書中「第十八条第十八項」を「第十八条第二十二項若しくは第二十六項」に改める。

（脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の一部改正）

第五条　脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和六年政令第百七十二号）の一部を次のように改正する。

第二条のうち、建築基準法施行令第九条の三の改正規定中「第十八条第四項ただし書」を「第十八条第四項第一号」を「第十八条第五項ただし書」を「第十八条第五項第一号」に改め、同令第百四十八条第三項第一号の改正規定中「法第十八条第二十五項」を「法第十八条第二十四項第一号（法第八十七条の四」を「第十八条第十九項（法第八十八条第一項」を「第十八条第十九項（法第八十七条の四及び法第八十八条第一項」に、「及び第二十五項」を「、法第十八条第三十八項第一号及び第四十項（これらの規定を法第八十七条の四」に改める。

附　則

この政令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和六年十一月一日）から施行する。

総務大臣　村上誠一郎
財務大臣　加藤　勝信
国土交通大臣　斉藤　鉄夫
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年十月十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正

政令第三百十三号

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律の施行期日を定める政令

内閣は、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律（令和六年法律第三十七号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律の施行期日は、令和六年十月二十三日とする。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正
総務大臣　村上誠一郎
財務大臣　加藤　勝信
経済産業大臣臨時代理
国務大臣　赤澤　亮正
国土交通大臣　斉藤　鉄夫
環境大臣　浅尾慶一郎

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律施行令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年十月十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正

政令第三百十四号

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律施行令

内閣は、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律（令和六年法律第三十七号）第三十四条第一項、第四十条及び第四十二条第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

（特定水素等供給事業者の要件）

1　脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律（以下「法」という。）第三十四条第一項の政令で定める要件は、当該年度の前年度において供給を行った水素の量が千トン以上であることその他当該年度の前年度において供給を行った法第二条第一項の経済産業省令で定める水素の化合物の量が当該化合物ごとに経済産業省令で定める量以上であることとする。

（都道府県知事が処理することが適当な事務）

2　法第四十条の政令で定める事務は、高圧ガス（高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第二条に規定する高圧ガスをいう。以下この項において同じ。）を取り扱う事業所の集積の程度、高圧ガスの処理量その他の高圧ガスの取扱いの状況を考慮して経済産業大臣が定める区域に所在する事業所に係る事務とする。

（主務省令）

3　法第三章における主務省令は、経済産業省令・国土交通省令とする。

附　則

この政令は、法の施行の日（令和六年十月二十三日）から施行する。

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　赤澤　亮正
国土交通大臣　斉藤　鉄夫
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年十月十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正

政令第三百十五号

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十三条第一項、消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第九条の三第一項ただし書（同条第二項において準用する場合を含む。）及び第十条第四項、石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）第十六条第二項及び第四十一条第二項、大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）第七条第一項、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十四年法律第九十二号）第七条第一項、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十六年法律第二十七号）第六条第一項、公益通報者保護法（平成十六年法律第百二十二号）別表第八号並びに行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第四十一条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

（道路法施行令の一部改正）

第一条　道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）の一部を次のように改正する。

第九条第一号ホ中「（同法」を「で同法」に改め、「（同条第二項に規定するガス小売事業を除く。）」を削り、「もの」の下に「（同条第二項に規定するガス小売事業の用に供するものにあつては、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律（令和六年法律第三十七号）第三十一条第二項に規定する導管」を加える。

（危険物の規制に関する政令の一部改正）

第二条　危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）の一部を次のように改正する。

第一条の十第二項中「第百七十六条第一項又は」を「第百七十六条第一項、」に、「の規定」を「又は脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律（令和六年法律第三十七号。第十一条第一項第四号及び第十三条第一項第六号において「水素等供給等促進法」という。）第二十四条第二項の規定」に改める。

第十一条第一項第四号中「第三項」の下に「（これらの規定を水素等供給等促進法第十六条第一項において準用する場合を含む。）」を加え、「（昭和四十七年法律第五十七号）」を削る。

第十三条第一項第六号中「第三項」の下に「（これらの規定を水素等供給等促進法第十六条第一項において準用する場合を含む。）」を加える。

（石油コンビナート等災害防止法施行令の一部改正）

第三条　石油コンビナート等災害防止法施行令（昭和五十一年政令第百二十九号）の一部を次のように改正する。

第六条中「第二十七条の二第一項」の下に「（脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律（令和六年法律第三十七号。第三十九条第三項において「水素等供給等促進法」という。）第十六条第一項において準用する場合を含む。）」を加え、「、同法」を「、高圧ガス保安法」に改める。

第三十九条第二項中「政令」を「届出の受理、許可、命令その他の政令」に改め、「又は第三十八条第一項」を削り、「に規定する届出」を「の規定による届出」に、「取消し」を「取消しで同法第五条第一項の規定による許可に係るもの、同法第三十八条第一項の規定による命令で同法第九条に規定する第一種製造者に係るもの」に、「措置」を「措置で同法第九条に規定する第一種製造者に係るもの」に改め、同条に次の一項を加える。

3　法第四十一条第二項の通知の受理その他の政令で定める行為は、水素等供給等促進法第二十四条第一項の規定による通知の受理（水素等供給等促進法第十二条第一項の規定による承認、水素等供給等促進法第十四条第一項の規定による承認（経済産業省令で定める軽易な事項に係るものを除く。）、水素等供給等促進法第十六条第一項において準用する高圧ガス保安法（以下この項において「準用高圧ガス保安法」という。）第十一条第三項の規定による命令、準用高圧ガス保安法第二十条第一項本文に規定する完成検査又は同項ただし書の規定による届出の受理、同条第三項本文に規定する完成検査又は同項第一号の規定による届出の受理（経済産業省令で定める軽易な事項に係るものを除く。）、水素等供給等促進法第十五条の規定による届出の受理、水素等供給等促進法第二十三条第二項の規定による承認の取消しで水素等供給等促進法第十二条第一項の規定による承認に係るもの、水素等供給等促進法第二十三条第二項の規定による命令で水素等供給等促進法第十三条第一項に規定する承認製造者に係るもの及び準用高圧ガス保安法第三十九条第一号の規定による命令に係るものに限る。）とする。

（大規模地震対策特別措置法施行令等の一部改正）

第四条　次に掲げる政令の規定中「除く。）」の下に「又は脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律（令和六年法律第三十七号）第十二条第一項の承認に係る事業所（同法第十三条第一項に規定する特定製造期間における当該承認に係る事業所に限る。）」を加える。

一　大規模地震対策特別措置法施行令（昭和五十三年政令第三百八十五号）第四条第五号

二　南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十五年政令第三百二十四号）第三条第五号

三　日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十七年政令第二百八十二号）第三条第五号

（公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部改正）

第五条　公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第百四十六号）の一部を次のように改正する。

本則に次の一号を加える。

四百六十九　脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律（令和六年法律第三十七号）

（行政不服審査法施行令の一部改正）

第六条　行政不服審査法施行令（平成二十七年政令第三百九十一号）の一部を次のように改正する。

第十五条第二項第八号中「第七十八条第一項」の下に「（脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律（令和六年法律第三十七号）第二十九条において準用する場合を含む。）」を加える。

附　則

この政令は、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律（令和六年法律第三十七号）の施行の日（令和六年十月二十三日）から施行する。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正
総務大臣　村上誠一郎
経済産業大臣臨時代理
国務大臣　赤澤　亮正
国土交通大臣　斉藤　鉄夫

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律関係手数料令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年十月十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正

政令第三百十六号

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律関係手数料令

内閣は、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律（令和六年法律第三十七号）第三十九条の規定に基づき、この政令を制定する。

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律（以下「法」という。）第三十九条の規定により同条各号に掲げる者が納付しなければならない手数料の額は、次の表のとおりとする。

納付しなければならない者	金　額
一　法第十二条第一項の承認を受けようとする者	次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 イ　ロに掲げる者以外の者　次に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(1)　処理容積（圧縮、液化その他の方法で一日に処理することができる設備の容積をいう。以下同じ。）が千万立方メートル以上の設備　六十四万六千四百円（電子申請等（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項の規定により同法第三条第八号に規定する電子情報処理組織を使用して行う同法第三条第八号に規定する申請等をいう。以下同じ。）による場合にあっては、六十四万六千円）

(2)　処理容積が百万立方メートル以上千万立方メートル未満の設備　三十九万五千八百円（電子申請等による場合にあっては、三十九万五千三百円）

(3)　処理容積が五十万立方メートル以上百万立方メートル未満の設備　二十五万六千六百円（電子申請等による場合にあっては、二十五万六千百円）

(4)　処理容積が十万立方メートル以上五十万立方メートル未満の設備　十六万千九百円（電子申請等による場合にあっては、十六万千五百円）

(5)　処理容積が二万五千立方メートル以上十万立方メートル未満の設備　十二万八千五百円（電子申請等による場合にあっては、十二万八千円）

(6)　処理容積が五千立方メートル以上二万五千立方メートル未満の設備　九万五千百円（電子申請等による場合にあっては、九万四千六百円）

(7)　処理容積が千立方メートル以上五千立方メートル未満の設備　七万八千四百円（電子申請等による場合にあっては、七万七千九百円）

(8)　処理容積が二百立方メートル以上千立方メートル未満の設備　六万千六百円（電子申請等による場合にあっては、六万千二百円）

(9)　処理容積が百立方メートル以上二百立方メートル未満の設備　三万三千二百円（電子申請等による場合にあっては、三万二千八百円）

ロ　移動式製造設備（高圧低炭素水素等ガス（法第十二条第一項に規定する高圧低炭素水素等ガスをいう。以下同じ。）の製造（同条第三項に規定する製造をいう。以下同じ。）のための設備で移動することができるように設計したものをいう。以下同じ。）のみを使用して高圧低炭素水素等ガスの製造をする者　次に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(1)　処理容積が千万立方メートル以上の設備　十万六千二百円（電子申請等による場合にあっては、十万五千八百円）

(2)　処理容積が五百万立方メートル以上千万立方メートル未満の設備　八万六千七百円（電子申請等による場合にあっては、八万六千三百円）

(3)　処理容積が百万立方メートル以上五百万立方メートル未満の設備　六万八千九百円（電子申請等による場合にあっては、六万八千四百円）

(4)　処理容積が五十万立方メートル以上百万立方メートル未満の設備　四万八千三百円（電子申請等による場合にあっては、四万七千八百円）

(5)　処理容積が十万立方メートル以上五十万立方メートル未満の設備　三万五百円（電子申請等による場合にあっては、三万円）

(6)　処理容積が二万五千立方メートル以上十万立方メートル未満の設備　二万三千二百円（電子申請等による場合にあっては、二万二千八百円）

(7)　処理容積が五千立方メートル以上二万五千立方メートル未満の設備　一万八千二百円（電子申請等による場合にあっては、一万七千八百円）

(8)　処理容積が千立方メートル以上五千立方メートル未満の設備　一万四千三百円（電子申請等による場合にあっては、一万三千九百円）

(9)　処理容積が二百立方メートル以上千立方メートル未満の設備　一万二千百円（電子申請等による場合にあっては、一万千六百円）

(10)　処理容積が百立方メートル以上二百立方メートル未満の設備　八千二百円（電子申請等による場合にあっては、七千七百円）

二　法第十四条第一項の承認を受けようとする者　次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

イ　ロに掲げる者以外の者　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(1)　変更後の処理容積が変更前の処理容積（当該変更が設備の全部又は一部を撤去し、当該撤去する設備に代えて新たに設備を設置するものである場合にあっては、当該撤去する設備に係る処理容積を控除した容積。以下この項において同じ。）以上増加する場合　四十三万四千三百円（電子申請等による場合にあっては、四十三万四千三百円）

(2)　変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して百万立方メートル以上千万立方メートル未満増加する場合　二十五万八千九百円（電子申請等による場合にあっては、二十五万八千九百円）

(3)　変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して五十万立方メートル以上百万立方メートル未満増加する場合　十七万四千七百円（電子申請等による場合にあっては、十七万四千三百円）

(4)　変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して十万立方メートル以上五十万立方メートル未満増加する場合　十万九千円（電子申請等による場合にあっては、十万八千五百円）

(5)　変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して二万五千立方メートル以上十万立方メートル未満増加する場合　七万九千五百円（電子申請等による場合にあっては、七万九千六百円）

(6)　変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して五千立方メートル以上二万五千立方メートル未満増加する場合　七万六千五百円（電子申請等による場合にあっては、六万九千六百円）

(7)　変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して千立方メートル以上五千立方メートル未満増加する場合　六万五千円（電子申請等による場合にあっては、六万四千六百円）

(8)　変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して二百立方メートル以上千立方メートル未満増加する場合　四万二千二百円（電子申請等による場合にあっては、四万千七百円）

(9)　変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して二百立方メートル未満増加する場合　二万九千三百円（電子申請等による場合にあっては、二万八千九百円）

(10)　その他の場合　一万八千二百円（電子申請等による場合にあっては、一万七千八百円）

ロ　移動式製造設備のみを使用して高圧低炭素水素等ガスの製造をする者　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(1)　変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して千万立方メートル以上増加する場合　七万四千五百円（電子申請等による場合にあっては、七万四千円）

(2)　変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して五百万立方メートル以上千万立方メートル未満増加する場合　五万九千四百円（電子申請等による場合にあっては、五万九千円）

(3)　変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して百万立方メートル以上五百万立方メートル未満増加する場合　四万八千四百円（電子申請等による場合にあっては、四万八千円）

(4)　変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して五十万立方メートル以上百万立方メートル未満増加する場合　三万三千二百円（電子申請等による場合にあっては、三万二千八百円）

(5)　変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して十万立方メートル以上五十万立方メートル未満増加する場合　一万九千三百円（電子申請等による場合にあっては、一万八千九百円）

(6)　変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して二万五千立方メートル以上十万立方メートル未満増加する場合　一万五千四百円（電子申請等による場合にあっては、一万五千円）

(7)　変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して五千立方メートル以上二万五千立方メートル未満増加する場合　一万三千二百円（電子申請等による場合にあっては、一万二千八百円）

		(8)　変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して千立方メートル以上五千立方メートル未満増加する場合　九千九百円（電子申請等による場合にあっては、九千四百円）
		(9)　変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して二百立方メートル以上千立方メートル未満増加する場合　八千七百円（電子申請等による場合にあっては、八千三百円）
		(10)　変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して二百立方メートル未満増加する場合　五千四百円（電子申請等による場合にあっては、五千円）
		(11)　その他の場合　三千二百円（電子申請等による場合にあっては、二千七百円）
三　法第十六条第一項において準用する高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第二十条第一項の完成検査を受けようとする者	一の項の下欄に掲げる者及び設備の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の四分の三に相当する金額（その金額に百円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）	
四　法第十六条第一項において準用する高圧ガス保安法第二十条第三項の完成検査を受けようとする者	二の項の下欄に掲げる者及び場合の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の四分の三に相当する金額（その金額に百円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）	
五　法第十六条第一項において準用する高圧ガス保安法第三十五条第一項の保安検査を受けようとする者	次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 イ　ロに掲げる者以外の者　次に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ次に定める金額	(1)　処理容積が千立方メートル以上の設備　九十四万六千四百円（電子申請等による場合にあっては、九十四万五千九百円） (2)　処理容積が百万立方メートル以上千万立方メートル未満の設備　五十九万七千八百円（電子申請等による場合にあっては、五十九万七千四百円） (3)　処理容積が五十万立方メートル以上百万立方メートル未満の設備　四十二万六千三百円（電子申請等による場合にあっては、四十二万五千八百円） (4)　処理容積が十万立方メートル以上五十万立方メートル未満の設備　二十七万八百円（電子申請等による場合にあっては、二十七万四百円） (5)　処理容積が二万五千立方メートル以上十万立方メートル未満の設備　二十三万三千円（電子申請等による場合にあっては、二十三万二千六百円） (6)　処理容積が五千立方メートル以上二万五千立方メートル未満の設備　二十一万九千六百円（電子申請等による場合にあっては、二十一万九千百円）
六　法第十七条第一項の承認を受けようとする者		(7)　処理容積が千立方メートル以上五千立方メートル未満の設備　十六万九百円（電子申請等による場合にあっては、十六万四百円） (8)　処理容積が二百立方メートル以上千立方メートル未満の設備　十四万二千円（電子申請等による場合にあっては、十四万千六百円） (9)　処理容積が百立方メートル以上二百立方メートル未満の設備　七万五千二百円（電子申請等による場合にあっては、七万四千八百円） (10)　処理容積が千立方メートル以上の設備　二十一万九千五百円（電子申請等による場合にあっては、二十一万九千円） (1)　処理容積が五百万立方メートル以上千万立方メートル未満の設備　十六万六千三百円（電子申請等による場合にあっては、十六万五千八百円） (2)　処理容積が百万立方メートル以上五百万立方メートル未満の設備　十四万七千三百円（電子申請等による場合にあっては、十四万六千九百円） (3)　処理容積が五十万立方メートル以上百万立方メートル未満の設備　十二万六千八百円（電子申請等による場合にあっては、十二万六千四百円） (4)　処理容積が十万立方メートル以上五十万立方メートル未満の設備　七万二千五百円（電子申請等による場合にあっては、七万二千百円） (5)　処理容積が二万五千立方メートル以上十万立方メートル未満の設備　六万千八百円（電子申請等による場合にあっては、六万千三百円） (6)　処理容積が五千立方メートル以上二万五千立方メートル未満の設備　五万八千五百円（電子申請等による場合にあっては、五万八千百円） (7)　処理容積が千立方メートル以上五千立方メートル未満の設備　五万千二百円（電子申請等による場合にあっては、五万四千八百円） (8)　処理容積が二百立方メートル以上千立方メートル未満の設備　五万千五百円（電子申請等による場合にあっては、五万千円） (9)　処理容積が百立方メートル以上二百立方メートル未満の設備　四万七千百円（電子申請等による場合にあっては、四万六千七百円） (10)　処理容積が百立方メートル以上二百立方メートル未満の設備　二万八千二百円（電子申請等による場合にあっては、二万七千八百円）

七　法第十九条第一項の承認を受けようとする者	次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 イ　変更後の貯蔵容積が変更前の貯蔵容積に比して増加する場合　一万四千九百円（電子申請等による場合にあっては、一万四千四百円） ロ　その他の場合　一万千五百円（電子申請等による場合にあっては、一万千百円）
八　法第二十一条において準用する高圧ガス保安法第二十条第一項の完成検査を受けようとする者	二万千百円（電子申請等による場合にあっては、二万八百円）
九　法第二十一条において準用する高圧ガス保安法第二十条第三項の完成検査を受けようとする者	七の項の下欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の四分の三に相当する金額（その金額に百円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）
十　法第二十二条第一項の認定を受けようとする者	次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 イ　容積千立方メートル以上（液化ガスにあっては、質量十トン以上）の高圧低炭素水素等ガスを輸入した場合　六万七千四百円（電子申請等による場合にあっては、六万七千円） ロ　容積三百立方メートル以上千立方メートル未満（液化ガスにあっては、質量三トン以上十トン未満）の高圧低炭素水素等ガスを輸入した場合　六万千九百円（電子申請等による場合にあっては、六万千五百円） ハ　容積三百立方メートル未満（液化ガスにあっては、質量三トン未満）の高圧低炭素水素等ガスを輸入した場合　五万三千二百円（電子申請等による場合にあっては、五万二千八百円）

附　則

この政令は、法の施行の日（令和六年十月二十三日）から施行する。

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　赤澤　亮正

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正

雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年十月十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正

政令第三百十七号

雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令

内閣は、雇用保険法等の一部を改正する法律（令和六年法律第二十六号）の施行に伴い、並びに雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十六条第一項第一号イ及び第六十七条の二、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三十九条第四項第四号、特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第百三条第四項及び第百四条第四項並びに雇用保険法等の一部を改正する法律附則第三十四条の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

第一章　関係政令の整備（第一条―第四条）
第二章　経過措置（第五条・第六条）
附則

第一章　関係政令の整備

（雇用保険法施行令の一部改正）

第一条　雇用保険法施行令（昭和五十年政令第二十五号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一号を次のように改める。

一　当該会計年度における徴収法第十二条第四項第一号に規定する失業等給付費等充当徴収保険率が千分の八以上である場合

附則第五条第一項中「令和六年度及び」及び「の各年度」を削り、「徴収法第十二条第五項」を「改正前徴収法第十二条第五項」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「令和八年度から」を「令和九年度及び」に改め、「までの各年度」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　令和八年度における第十五条第一項（同条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、同条第一項第一号中「第十二条第五項」とあるのは、「附則第十条の二の規定により読み替えて適用される改正前徴収法（雇用保険法等の一部を改正する法律（令和六年法律第二十六号）第三条の規定（同法附則第一条第一号に掲げる改正規定を除く。）による改正前の徴収法をいう。以下この号において同じ。）附則第十条の規定により読み替えられた改正前徴収法第十二条第五項」とする。

附則第六条第一項中「令和六年度」を「令和七年度」に改め、「とあるのは、」の下に「徴収法附則第十条の二の規定により読み替えて適用される」を加え、「に限る」を「を除く」に改め、「附則第十条の二の規定により読み替えて適用される改正前徴収法」を削り、「読み替えられた徴収法」を「読み替えられた改正前徴収法」に改め、同条第二項中「令和七年度から」を「令和八年度及び」に改め、「までの各年度」を削る。

（国家公務員退職手当法施行令の一部改正）

第二条　国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号）の一部を次のように改正する。

第十四条中「次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める」を「雇用保険法第五十六条の三第一項第一号に該当する者に係る就業促進手当について同条第四項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する」に改め、各号を削る。

（行政手続法施行令の一部改正）

第三条　行政手続法施行令（平成六年政令第二百六十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第七号中「及び第五項」を「、第五項及び第八項」に改め、同項第十号中「ものに係る部分に限る。）」の下に「、第六十条の三第一項第一号（同条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第三項（同項の厚生労働省令で定める理由に係る部分に限る。）」を加える。

（特別会計に関する法律施行令の一部改正）

第四条　特別会計に関する法律施行令（平成十九年政令第百二十四号）の一部を次のように改正する。

附則第七条の三第一項を削り、同条第二項中「とあるのは「法」を「とあるのは「雇用保険法等の一部を改正する法律（令和六年法律第二十六号）第六条の規定（同法附則第一条第三号に掲げる改正規定を除く。）による改正前の法（第五項において「旧法」という。）」に改め、「（令和六年法律第二十六号）」を削り、「係る法」を「係る旧法」に改め、同項を同条とする。

第二章　経過措置

（出生後休業支援給付金の額に関する経過措置）

第五条　雇用保険法第六十一条の十第一項の出生後休業支援給付金の支給に係る同項に規定する出生後休業を開始した日の前日が雇用保険法等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（次条において「第四号施行日」という。）前である雇用保険法第四条第一項に規定する被保険者（次条において「被保険者」という。）に対する同法第六十一条の十第六項の規定の適用については、同項中「受給資格者」とあるのは「雇用保険法等の一部を改正する法律（令和六年法律第二十六号）附則第三条第二項に規定する旧受給資格者」と、「第十七条」とあるのは「同法附則第九条」と、「同条の」とあるのは「同法第二条の規定（同法附則第一条第四号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の第十七条の」とする。

（育児時短就業給付金の額に関する経過措置）

第六条　雇用保険法第六十一条の十二第一項の育児時短就業給付金の支給に係る育児時短就業（同項に規定する育児時短就業をいい、被保険者がその子について二回以上の育児時短就業をした場合にあっては、初回の育児時短就業とする。）を開始した日の前日が第四号施行日前である被保険者に対する同条の規定の適用については、同条第六項第一号中「受給資格者」とあるのは「雇用保険法等の一部を改正する法律（令和六年法律第二十六号。以下この条において「改正法」という。）附則第三条第二項に規定する旧受給資格者」と、「第十七条」とあるのは「改正法附則第九条」と、「第六十一条の七第六項」とあるのは「改正法附則第二十一条の規定により読み替えて適用する第六十一条の七第六項」と、「第六十一条の八第四項」とあるのは「改正法附則第二十二条の規定により読み替えて適用する第六十一条の八第四項」と、同条第七項中「第十七条」とあるのは「改正法第二条の規定（同法附則第一条第四号に掲げる改正規定に限る。次項において同じ。）による改正前の第十七条」と、同条第八項中「第十七条第四項第一号に掲げる額（その）」とあるのは「改正法第二条の規定による改正前の第十七条第四項第一号に掲げる額（第十七条第四項第一号に掲げる」とする。

附　則

この政令は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第三条中行政手続法施行令第四条第一項第十号の改正規定は同年十月一日から、第五条及び第六条の規定は令和十年十月一日から施行する。

総務大臣　村上誠一郎
厚生労働大臣　福岡　資麿
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正

内閣官房令

○内閣官房令第八号

標準的な官職を定める政令（平成二十一年政令第三十号）の規定に基づき、標準的な官職を定める政令に規定する内閣官房令で定める標準的な官職等を定める内閣官房令の一部を改正する内閣官房令を次のように定める。

令和六年十月十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正

標準的な官職を定める政令に規定する内閣官房令で定める標準的な官職等を定める内閣官房令の一部を改正する内閣官房令

標準的な官職を定める政令に規定する内閣官房令で定める標準的な官職等を定める内閣官房令（平成二十一年内閣府令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（表一の項関係）	（表一の項関係）
第一条　［略］	**第一条**　［同上］
［2・3　略］	［2・3　同上］
4　表一の項第三欄第一号の内閣官房令で定める内閣審議官は、次の各号に掲げるとおりとする。	4　［同上］
［一～五　略］	［一～五　同上］
六　新しい地方経済・生活環境創生本部及びまち・ひと・しごと創生本部に関する事務を掌理するもの	六　デジタル田園都市国家構想実現会議及びまち・ひと・しごと創生本部に関する事務を掌理するもの
［七～十一　略］	［七～十一　同上］
［5～7　略］	［5～7　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この内閣官房令は、公布の日から施行する。